

公益社団法人 日本眼科医会

JAPAN OPHTHALMOLOGISTS ASSOCIATION



公益社団法人 日本眼科医会
会長 高野 繁

ご挨拶

平成22年4月より日本眼科医会の会長を務めさせていただいております、神奈川県の高野 繁と申します。宜しくお願いいたします。

はじめに本会は平成24年4月1日に、公益社団法人に移行しました。今後も国民の保健・福祉の向上に寄与するために、さらに努力をしてみたいと思いますので、宜しくお願いいたします。

さて、本会は約14,000名の眼科医で構成され、平成22年に創立80周年を迎えました。本会の目的は定款にあるように、広く国民に対し、正しい眼科医療知識の啓発と教育活動を行うとともに、眼科学・眼科医療に関する調査研究、公衆衛生活動を行い、もって会員の倫理の高揚と資質の向上および国民の保健・福祉の向上に寄与することです。この目的達成のために種々の事業を行っております。

私たちが外から得る情報の80%は目から入ってくると言われています。従って見えているのが当たり前だと思っていた目が、何かしらの理由で見えなくなったときの悲しみは想像を絶するものがあります。平均寿命が延びている現在、長生きしても目が不自由なら生きていても仕方がないと考える方もいるかも知れません。高齢者のQOL(生活の質)の維持には、一生を通じて見え方が保たれていることが重要なことです。一方、日本眼科医会の調査では、日本には2007年の時点で視覚障害を有する患者が164万人存在し、そのため日本社会全体が負担している視覚障害によるコストは、年間で約8兆8,000億円であるという結果を得ました。さらに今後の高齢化社会の進展に伴い、視覚障害者数は増加すると見込まれております。

国民の健康と福祉を守るうえで、視覚障害者数の増加を食い止めることは急務であり、そのための努力を行わなくてはならないと考えております。特に視覚障害による疾病負担を減らすために最も効果のあるものが、早期診断・早期治療のための公的な成人の目の健診プログラムの創設であると考え、日本眼科医会ではその実現のために各方面への働きかけを行っているところでございます。この健診プログラムが創設されれば、眼疾患の早期診断・早期治療も可能となり、それによる視覚障害者数も確実に減少するものと考えておりますので、国民の皆様のご理解をいただければありがたいと思っております。

日本眼科医会設立の目的

都道府県眼科医会との連携のもと、広く国民に対し正しい眼科医療の啓発及び教育活動を行うとともに、眼科学及び眼科医療に関する調査研究、公衆衛生活動、会員の倫理の高揚及び資質の向上を図り、もって国民の保健・福祉の向上に寄与することを目的とする。

日本眼科医会の事業

- 1 正しい眼科医療の啓発及び教育活動に関する事業
- 2 学術研究及び調査に関する事業
- 3 地域医療の発達向上と普及に関する事業
- 4 会員の資質の向上に関する事業
- 5 失明予防事業への協力に関する事業
- 6 視覚障害者対策事業への協力に関する事業
- 7 医学、医療の国際交流に関する事業
- 8 会誌、会報その他印刷物の発行に関する事業
- 9 眼科保険診療の適正化に関する事業
- 10 会員の相互扶助に関する事業
- 11 その他本会の目的を達成するために必要な事業

日本眼科医会の歩み

昭和5年 11月	日本眼科医師会を創立した。
昭和14年 9月	9月18日を「眼の記念日」(後の10月10日の「目の愛護デー」)と制定した。
昭和17年12月	太平洋戦争勃発後「国民医療法」が施行され、日本医師会が余儀なく解散したため、日本眼科医師会も解散した。
昭和26年10月	終戦後準備期間を経て日本眼科医会再建創立興会を開催した。
昭和39年 6月	会員増に対応するため代議員制度を採用し、第1回代議員会を開催した。
昭和41年 7月	本会の機関誌「日本眼科医会会報」を「日本の眼科」と改称し、月刊とした。
昭和44年10月	厚生省主催、文部省後援の「目の愛護デー」行事の協力団体に加わり、諸事業を開始した。
昭和52年 6月	第1回全国支部長連絡会(現「都道府県眼科医会連絡会議」)を開催した。
昭和54年10月	厚生省・都道府県等と共に「目の愛護デー」行事の主催団体となり、以後、本会の提唱行事となる。
昭和56年 2月	会員のための「生涯教育講座」(第1回)を開催した。
昭和58年 4月	日本眼科医会が、社団法人として厚生省から認可された。
昭和59年 4月	眼科専門医制度を日本眼科学会と協力して発足させた。
昭和59年 9月	第1回「記者懇談会(現「記者発表会」)」を開催した。
昭和59年11月	眼科検診車が完成し、事業所向け検診事業を開始した。(平成5年3月事業終了)
昭和60年 1月	患者用パンフレット「目と健康シリーズ」の制作を開始した。
昭和61年 9月	「検眼の日」・「目の無料相談日」の設定を発表した。
昭和61年10月	VDT研究班を組織した。
昭和62年 7月	日本緑内障研究会と共同して緑内障疫学調査を開始した。
昭和63年10月	「目の成人病110番(現「目の電話相談」)」を開始した。
平成元年10月	国際交流事業を開始し、近隣諸国の少壮眼科医5名を招聘した。(平成9年3月事業終了)
平成2年 3月	テクノストレス眼症研究班を組織した。

平成2年 9月	乳幼児の眼科検診の普及を図るため、「三歳児健康診査における眼科検診の手引」を作成し、全会員に配布した。
平成3年 7月	第1回「目の健康講座」(厚生省後援)を開始した。
平成4年 4月	学校健診に、本会が推奨した3・7・0方式が導入された。
平成6年 4月	アレルギー眼疾患調査研究班を組織した。
平成7年 1月	阪神大震災に対し、「緊急災害対策本部」を設置し、被災者及び被災会員への資金援助及び中古医療機器の斡旋を行った。
平成9年 4月	色覚検査表等に関する調査研究班を組織した。
平成9年10月	インターネット・ホームページを開設した。
平成10年 4月	勤務医部を創設した。
平成12年 3月	福祉部を廃止した。
平成12年11月	全国勤務医連絡協議会を設立した。
平成13年 4月	IT眼症と環境因子研究班を組織した。
平成14年 4月	学校健診の定期健康診断の必須項目から色覚検査が削除された。(平成15年4月より実施)
平成14年10月	「眼科専門医」を広告することができることとなった。
平成14年10月	「目の愛護デー」に合わせ、新聞(全国版)にスローガンと白内障等の啓発記事を広告掲載した。
平成15年10月	勤務医のためのイブニングセミナーを臨床眼科学会の中に創設した。
平成15年11月	事務所を浜松町(港区・芝)に移転し、IT化を進めた。
平成16年 2月	日本眼科学会総集会プログラム委員会の設立に参画した。
平成16年 9月	日本眼科学会との合同会議(「日本眼科社会保険会議」)を設立した。
平成16年11月	会員向けメールマガジン「日眼医通信」(旧称:日眼医本部支部間デジタル通信)の配信を開始した。
平成17年 4月	改正薬事法が施行され、コンタクトレンズが高度管理医療機器に分類された。

平成17年11月	外科系学会社会保険委員会連合(外保連)に加盟した。
平成18年 3月	ウェブサイトを使った啓発活動「目の健康.jp」事業を開始した。
平成18年 4月	公益法人会計基準の改正に対応した。
平成18年 4月	眼科医療における社会的貢献度の評価研究班を組織した。
平成19年 5月	「色覚異常を正しく理解するために」(患者向け冊子)を発行した。
平成19年 9月	学校での消石灰使用禁止について文部科学省に要望書を提出し、11月に同省から通達が発出された。
平成20年 4月	総務部を管理と企画部門に分離・創設した。
平成20年 4月	日本眼科学会との協同事業として「日本眼科啓発会議」を立ち上げ、活動を開始した。
平成20年11月	幼稚園ならびに就学時の健康診断の実態に関してアンケート調査を実施し改善を図った。
平成21年 1月	「コンタクトレンズグランドビュー2008」を作成し、各都道府県眼科医会会長へ配布した。
平成21年 4月	「日本の眼科」のサイズをB5判からA4判へ変更した。
平成21年 4月	近視進行防止と屈折矯正研究班を組織した。
平成21年 6月	「日本における視覚障害の社会的コスト」を刊行し、会員および関係機関に配布した。
平成22年 3月	「コンタクトレンズグランドビュー2009」を発行した。
平成22年 4月	「小児に対する色覚一般診療の手引き」(眼科医向け冊子)を発行した。
平成23年 3月	東日本大震災に対し、日本眼科学会と共同で「東日本大震災眼科災害対策本部」を設置し、眼科関連団体の参画を得て被災者及び被災会員への支援を行った。
平成23年 5月	米国の眼科医療支援車両(ビジョンバン)による被災地の眼科巡回診療を岩手県眼科医会・宮城県眼科医会に協力して行った。
平成24年 4月	公益社団法人に移行した。
平成24年 4月	コンタクトレンズ処方のある方に関する検討委員会を立ち上げた。

日本眼科医会の組織と運営



総務部管理	渉外活動、諸規程の整備、会議の運営
総務部企画	国際協力事業の推進、失明予防事業への協力、眼科医事紛争対策
経理部	経理の合理的運用
公衆衛生部	眼科健診事業の推進、眼科公衆衛生知識の啓発、視覚障害者対策、老人医療対策
広報部	会内・外への情報提供活動、機関誌『日本の眼科』の発行
学校保健部	児童生徒の健康管理と保健教育の充実
学術部	生涯教育活動、日本眼科学会総集会プログラム委員会への参画、眼科専門医制度の推進、眼科医療従事者教育
社会保険部	適正な眼科保険医療の研究と会員への情報提供
医療対策部	医療問題適正化対策、眼科医療関連業界との協調、非医師による医行為への対策
勤務医部	他施設との連携強化による最善の医療を提供、勤務医会員の抱える諸問題への対策

入会のお勧め

特典

- 1 機関誌「日本の眼科」が無料で送付されるので、最新の眼科医療全般の動きを知ることができる。
- 2 診療報酬の改定に際しては、いち早く眼科診療に関する部分の情報を知ることができる。(診療報酬点数早見表付)
- 3 ホームページのメンバーズルームの利用が可能となり、各種の情報を得ることができる。
- 4 眼科専門医の資格取得及び更新の条件を満たすことができる。
- 5 本会が行う生涯教育講座等を受けることができる。
- 6 勤務医師賠償責任保険制度、各種業務補償制度を運用しているので、加入者は、事故等の場合補償が受けられる。

会費

- A** 会員 **45,000** 円 (開業医及び勤務医である管理者等)
- B** 会員 **15,000** 円 (A会員又はC会員以外の会員で眼科医会会長が申請した者)
- C** 会員 **7,000** 円 (医師免許取得後5会計年度未満あるいは卒後臨床研修[2年間]を修了した場合は6会計年度未満の勤務医及び研修医)

※会費納入の方法は、原則として銀行口座からの自動引き落としとなります。

入会方法

入会に必要な書類は各都道府県眼科医会に備えてありますので、業務地の所在する各都道府県眼科医会にご請求ください。各都道府県眼科医会の連絡先は裏面をご参照ください。

都道府県眼科医会一覧

2012.4.1 現在

地区	眼科医会名	〒	住 所	TEL	FAX
北海道	北海道眼科医会	060-0001	札幌市中央区北1条西15丁目1-3 大通ハイム611号室	011-633-3466	011-633-3467
東北	青森県眼科医会	031-0802	八戸市小中野4-1-53 熊谷眼科医院内	0178-72-1111	0178-32-6003
	岩手県眼科医会	020-0127	盛岡市前九年2-2-38 谷藤眼科医院内	019-646-2227	019-645-3811
	秋田県眼科医会	010-0874	秋田市千秋久保田町6-6 秋田県医師会館内	018-833-7401	018-832-1356
	宮城県眼科医会	980-8633	仙台市青葉区大手町1-5 宮城県医師会館内3階	022-222-5167	022-222-5167
	山形県眼科医会	990-2473	山形市松栄1-6-73 山形県医師会館内	023-666-5200	023-647-7757
	福島県眼科医会	960-1295	福島市光が丘1番地	024-547-2205	024-547-2206
関東甲信越	茨城県眼科医会	310-0845	水戸市吉沢町223-1 小沢眼科内科病院内 分室2階	029-306-9567	029-306-9567
	栃木県眼科医会	321-0151	宇都宮市西川田町929-4 旭眼科内科クリニック内	028-611-1573	028-611-1574
	群馬県眼科医会	371-0022	前橋市千代田町1-7-4 群馬県医師会内	027-231-5311	027-231-7667
	千葉県眼科医会	290-0056	市原市五井2541-5 麻薙眼科内	0436-26-5567	0436-21-5587
	埼玉県眼科医会	330-0062	さいたま市浦和区仲町3-5-1 埼玉県医師会内	048-824-2611	048-822-8515
	神奈川県眼科医会	231-0037	横浜市中区富士見町3-1 神奈川県総合医療会館 神奈川県医師会内	045-241-7000	045-241-1464
	山梨県眼科医会	400-0043	甲府市国母8-27-4 内田眼科医院内	055-226-3351	055-226-3351
	長野県眼科医会	390-0817	松本市巾上2-4 民蘇堂 野中眼科内	0263-32-3404	0263-36-8308
新潟県眼科医会	950-2022	新潟市西区小針1-30-1 せき眼科医院内	025-232-1001	025-232-1002	
東京	東京都眼科医会	160-0008	新宿区三栄町8 ルネ三栄町2階	03-3353-8383	03-3353-9796
東北 海 陸	静岡県眼科医会	421-0104	静岡市駿河区丸子芹が谷町9-1 やなぎだ眼科医院内	054-258-7881	054-258-7882
	愛知県眼科医会	460-0008	名古屋市中区栄4-14-28 愛知県医師会館内	052-262-0054	052-251-9213
	岐阜県眼科医会	500-8510	岐阜市藪田南3-5-11 岐阜県医師会 4階 医会合同事務センター内	058-214-8021	058-214-8038
	福井県眼科医会	915-0068	越前市天王町2-22 奥村眼科医院内	0778-24-2016	0778-21-0466
	石川県眼科医会	920-0275	河北郡内灘町旭ヶ丘142 望月眼科医院内	076-239-1515	076-239-2559
	富山県眼科医会	930-0816	富山市上赤江町2-10-16 石田眼科医院内	076-433-0007	076-431-8585
	三重県眼科医会	514-8538	津市桜橋2丁目191-4 三重県医師会館 2階	059-229-4458	059-229-4598
近 畿	滋賀県眼科医会	520-0832	大津市栗津町17-9 駒井眼科院内	077-537-1855	077-533-1351
	奈良県眼科医会	634-8502	橿原市内膳町5-5-8 奈良県医師会館内	0744-22-8502	0744-23-7796
	京都府眼科医会	604-8585	京都市中京区西ノ京梅尾町3-14 京都府医師会館内	075-354-6105	075-354-6074
	大阪府眼科医会	543-0001	大阪市天王寺区上本町2-1-20 大阪府医師協同組合別館5階	06-6762-3201	06-6762-3757
	和歌山県眼科医会	640-8033	和歌山市本町2-43 眼科黒田クリニック内	073-432-7031	073-432-7031
	兵庫県眼科医会	651-8555	神戸市中央区磯上通6-1-11 兵庫県医師会館 7階	078-222-1010	078-221-3600
中 国 国	岡山県眼科医会	703-8278	岡山市中区古京町1丁目1-10 岡山衛生会館4階	086-273-6500	086-238-9780
	広島県眼科医会	734-0037	広島市南区霞1-2-3 広仁会館内	082-256-5470	082-256-5471
	山口県眼科医会	753-0070	山口市白石2-6-52-1 小林眼科内	083-924-7785	083-924-7785
	島根県眼科医会	690-0015	松江市上乃木4-1-3 清水眼科内	0852-22-1616	0852-22-1621
	鳥取県眼科医会	683-0052	米子市博労町4-331 神鳥眼科医院内	0859-34-0555	0859-34-7593
	徳島県眼科医会	771-1201	板野郡藍住町奥野字乾2-1 山根眼科内	088-692-8171	088-692-6063
	香川県眼科医会	761-0701	木田郡三木町池戸2776-2 小山眼科医院内	087-898-0338	087-898-0351
	愛媛県眼科医会	790-8585	松山市三番町4-5-3 愛媛県医師会内	089-943-7582	089-933-1465
	高知県眼科医会	780-8514	高知市丸ノ内1-7-45 総合あんしんセンター4階 高知県医師会館内	088-824-8366	088-824-5705
九 州	福岡県眼科医会	812-0011	福岡市博多区博多駅前3-4-8-4階	092-434-4800	092-434-4801
	佐賀県眼科医会	849-8514	佐賀市新中町2-15 佐賀県医師会内	0952-33-1414	0952-33-0102
	長崎県眼科医会	852-8532	長崎市茂里町3-27 長崎県医師会館内	095-844-1111	095-844-1110
	熊本県眼科医会	860-0017	熊本市中央区練兵町56 日隈眼科医院内	096-352-3681	096-359-0847
	大分県眼科医会	874-0935	別府市駅前町5-5 高木眼科医院内	0977-23-1230	0977-23-1299
	宮崎県眼科医会	880-0872	宮崎市永楽町131 柴田眼科内	0985-28-1015	0985-28-1015
	鹿児島県眼科医会	890-0053	鹿児島市中央町8-1 鹿児島県医師会内	099-254-8121	099-254-8163
	沖縄県眼科医会	904-0203	中頭郡嘉手納町嘉手納286-2 医)海泉陽の会 中山眼科内	098-957-2737	098-957-2737



公益社団法人 日本眼科医会

JAPAN OPHTHALMOLOGISTS ASSOCIATION

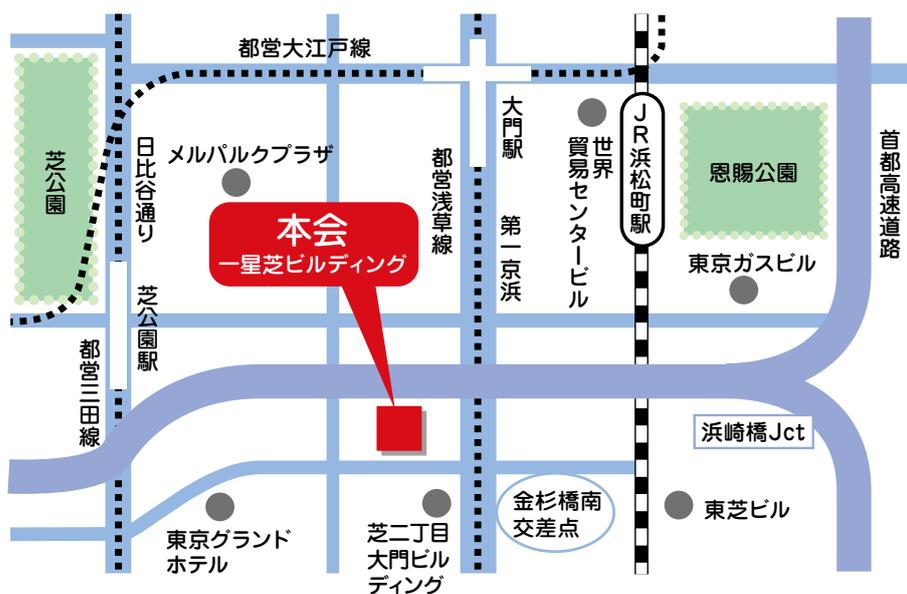
〒105-0014 東京都港区芝 2-2-14 一星芝ビルディング 7F

電話：03-5765-7755 代表

Fax：03-5765-7676

URL <http://www.gankaikai.or.jp>

2012年(平成24年)11月 6刷発行



- JR 浜松町駅 下車徒歩 6 分
- 都営浅草線・大江戸線大門駅 下車 徒歩 6 分
- 都営三田線芝公園駅 下車 徒歩 5 分